



第 26 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

開催日時 2026年9月25日（金曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分予定

開催場所 東京都港区芝公園二丁目4番1号
芝パークビルB館13階
ベシス株式会社内（コミュニケーション
エリア）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照
ください。）

決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件

目 次	
第26期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	23
監査報告	25
株主総会参考書類	33

証券コード 4068
2026年9月10日
電子提供措置の開始日 2026年9月3日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目4番1号
ベ イ シ ス 株 式 会 社
代表取締役社長 吉 村 公 孝

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を以下のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.basis-corp.jp/ir/archive.html?year=2026>

（上記ウェブサイトにおいて表示される「IRニュース」においてご覧になれます。）



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ベシス」または「コード」に当社証券コード「4068」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年9月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月25日（金曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分予定
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目4番1号
芝パークビルB館13階 ベイシス株式会社内（コミュニケーションエリア）
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第26期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置から上記事項を除いたものを記載したものを一律でお送りいたします。

# 事業報告

(2025年7月1日から)  
(2026年6月30日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用や所得環境の改善などにより緩やかな回復基調が続いているものの、米国の通商政策の動向および中東情勢の緊迫化に起因する景気の下振れリスクに加え、継続的な物価上昇による個人消費の減速懸念などもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような経済環境のもと、当社グループの業績概況は以下のとおりであります。

モバイルエンジニアリングサービスにおいては、通信キャリア各社における5Gエリア展開工事の縮小が続いたことにより、売上高は前連結会計年度を下回りました。一方、業績予想においては同工事の減少を織り込んでおりましたが、通信キャリア向けの通信品質改善工事、基地局設置および法令点検案件が想定以上に推移したことから、業績予想を上回る着地となりました。

IoTエンジニアリングサービスにおいては、主力のスマートメーターの設置・交換に加えて、温度センサーやネットワークカメラ等のIoTデバイスの設置案件が拡大し、売上高は前連結会計年度比13.1%増と二桁の成長を継続し、当社グループの事業成長を牽引いたしました。これは、当社が自社開発している現場作業DXクラウド「BLAS（ブラス）※」の活用による現場作業の効率化および日本全国をカバーする幅広いサービスデリバリー体制が奏功したことによるものです。業績予想におきましては、前連結会計年度比26.7%増となる一段と高い成長を前提としておりましたが、多店舗向けネットワーク構築案件およびWi-Fi・LAN構築案件の受注が想定を下回ったことに加え、大型案件の検収が翌連結会計年度にずれ込んだことから、当該水準には至りませんでした。なお、当該案件は翌連結会計年度の業績に寄与する見込みであります。

その他サービスにおいては、金融機関向けネットワーク更改の需要増によりITインフラ関連の案件が拡大し、売上高は前連結会計年度比9.4%増となりました。一方、グループ子会社において、需要に対応するサービス提供体制の拡充が計画に対して遅れたことから、業績予想には至りませんでした。

なお、当連結会計年度においては、「BLAS」が経済産業省の「IT導入補助金2025」の対象

ツールに認定されたほか、現場データの活用を支援するシリコンバレー発のスタートアップMODE, Inc.との戦略的業務提携および同社への出資、株式会社Vieurekaとのプロダクト連携を開始するなど、現場データを活用した事業モデルへの進化に向けた取り組みを進めております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は8,427百万円(前期比5.5%増)、営業利益216百万円(前期比21.5%増)、経常利益210百万円(前期比25.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益112百万円(前期比16.7%増)となりました。

なお、当社グループはインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しておりますが、サービス別の売上内訳といたしましては、モバイルエンジニアリングサービス3,252百万円(前期比3.4%減)、IoTエンジニアリングサービス3,742百万円(前期比13.1%増)、およびその他1,431百万円(前期比9.4%増)となっております。

## ② 設備投資の状況

当社が当該連結会計年度において実施した設備投資等の総額は、35百万円であり、その主なものは自社開発している現場作業DXクラウド（BLAS※）の開発（34百万円）等であります。

※現場作業におけるデジタル化を通じて、作業状況のリアルタイム共有、作業データ・業務履歴の一元管理、報告書作成業務の効率化など、現場作業の生産性向上を支援する現場作業DXクラウドサービスです。

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ①企業集団の財産および損益の状況

| 区 分                  | 第 23 期<br>(2023年6月期) | 第 24 期<br>(2024年6月期) | 第 25 期<br>(2025年6月期) | 第 26 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年6月期) |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(百万円)           | —                    | 6,822                | 7,984                | 8,427                             |
| 経 常 利 益(百万円)         | —                    | 78                   | 167                  | 210                               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | —                    | 17                   | 96                   | 112                               |
| 1株当たり当期純利益 (円)       | —                    | 9.29                 | 52.34                | 60.89                             |
| 総 資 産(百万円)           | —                    | 3,986                | 3,717                | 3,813                             |
| 純 資 産(百万円)           | —                    | 1,970                | 2,046                | 2,144                             |
| 1株当たり純資産 (円)         | —                    | 1,059.86             | 1,101.48             | 1,151.96                          |

- (注) 1. 第24期より連結計算書類を作成しているため、第23期の各数値については記載しておりません。
2. 第25期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第24期に係る各数値については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

### ②当社の財産および損益の状況

| 区 分            | 第 23 期<br>(2023年6月期) | 第 24 期<br>(2024年6月期) | 第 25 期<br>(2025年6月期) | 第 26 期<br>(当事業年度)<br>(2026年6月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 6,863                | 6,289                | 7,065                | 7,521                           |
| 経 常 利 益(百万円)   | 363                  | 106                  | 147                  | 205                             |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 280                  | 48                   | 89                   | 113                             |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 151.02               | 26.14                | 48.41                | 61.18                           |
| 総 資 産(百万円)     | 3,554                | 3,832                | 3,568                | 3,679                           |
| 純 資 産(百万円)     | 1,954                | 2,002                | 2,070                | 2,169                           |
| 1株当たり純資産 (円)   | 1,052.84             | 1,076.73             | 1,114.46             | 1,165.35                        |

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、これまで事業ポートフォリオの転換を進めてまいりましたが、収益性の改善は当初の想定に至っておりません。こうした状況を踏まえ、「中期経営計画2030」を策定し、『インフラテックプラットフォーム』の構築・拡張を基本方針に掲げております。これは、全国の現場対応力とテクノロジーを組み合わせ、インフラの構築から運用・保守までを一体で提供する事業基盤を築き、対象とする領域とサービスを継続的に広げていく構想であります。同計画の実現に向け、当社グループが対処すべき課題は次のとおりであります。

#### ① 対応領域・顧客基盤の拡大

当社グループが対応する領域およびお客様は、通信・エネルギーの周辺が中心であり、他の分野への広がりには途上にあります。人手不足を背景にIoTの社会実装が加速し、全国・多拠点における機器の設置から運用・保守までの需要が高まるなか、この機会を確実に取り込むことが重要であると認識しております。通信インフラの構築を通じて培った現場実行力と全国のパートナー網、ならびに蓄積した案件実績と現場データを活かし、建物・設備の管理、AIカメラ・認証、社会インフラ、防災・減災といった新たな分野へ展開してまいります。あわせて、既存のお客様に対する提案の範囲を広げるとともに、成功事例を標準化し、同様の課題を有する他の業界へと展開してまいります。

#### ② 継続収益モデルの確立

当社グループの利益を支えてきたストック型の案件は、通信キャリアによる設備投資の抑制に伴い減少しております。一方、成長領域であるIoT分野は、機器の設置・施工をもって完了するフロー型の案件が中心であり、設置後の運用・保守まで受託する取り組みは広がりつつあるものの、売上の成長が継続的な利益に結びつく収益モデルの確立には、なお至っておりません。機器の設置にとどまらず、稼働監視、定期点検、障害対応から改善提案までを一貫して担うことで、フロー型からストック型への転換を進めてまいります。これらの業務につきましては、自社開発のクラウドサービス「BLAS」を活用して標準化を進め、現場のデータを蓄積してまいります。あわせて、「BLAS」の外部のお客様への提供も拡大してまいります。

#### ③ 生産性の向上と収益性の改善

案件が増えるにつれて業務の流れが複雑になり、システムの分散と管理工数の増大を招いた結果、生産性の向上を十分に実現できておりません。当社グループは、AIの活用を前提として業務・組織・データ・システムを一体で見直す全社的な変革（AX）に取り組んでまいりま

す。受注から請求に至る販売・購買・原価の処理を部門横断で再設計し、案件ごとの原価と利益を適時に把握できる仕組みを整えることで、見積および単価の精度を高め、収益性の改善につなげてまいります。

④ 市場認知の向上

新たなお客様の開拓、パートナー企業の獲得および人材の採用のいずれにおいても、当社グループの認知度は十分ではありません。認知度の向上は、これらすべての土台となるものと認識しております。ブランドの再定義と情報発信の強化に取り組み、お客様、採用候補者ならびにパートナー企業との継続的な接点を生み出す体制を整えてまいります。

⑤ 事業機能の拡充

機器の設置・施工以外の専門性の高い保守・点検や、AI・データの活用といった機能を自社のみで備えるには時間を要します。当社グループは、対象となる領域の特性に応じてM&Aと事業提携を使い分け、これらの機能と新たなお客様を獲得することで、提供できるサービスの幅を広げてまいります。M&Aの実行にあたりましては、投資判断の基準と財務規律を定めるとともに、買収後の統合を着実に進められる体制を築いてまいります。

⑥ 人材の育成と安全・品質の確保

事業の拡大を支えるためには、プロジェクトマネージャーやフィールドエンジニアをはじめとする人材の確保と育成を一段と進める必要があります。階層別・職能別の教育体制の充実、リスクリングの機会提供およびキャリアパスの整備を通じて人材力を高めるとともに、全国の施工を支えるパートナー企業に対しても、技術研修や情報共有の場を設けてまいります。また、労働災害の防止と施工品質の維持は事業の継続と社会からの信頼の基礎であることから、安全衛生教育の徹底と作業手順の標準化に引き続き取り組んでまいります。

(4) **重要な親会社および子会社の状況**

① 親会社の状況

該当事項はありません。



② 子会社の状況

| 会 社 名         | 資 本 金<br>(千円) | 当社の議決権比率<br>(%) | 主 要 な 事 業 内 容 |
|---------------|---------------|-----------------|---------------|
| 株式会社アヴァンセ・アジル | 20,000        | 100.0           | 人材派遣業         |

③ 親会社等との間の取引に関する事項  
該当事項はありません。

(5) **主要な事業内容**（2026年6月30日現在）

| 事業区分      | 事業内容                                                          |
|-----------|---------------------------------------------------------------|
| インフラテック事業 | 通信・電力・ガス等のインフラ事業者に対し、通信インフラの設計・施工・運用・保守および各種プロジェクト支援等のサービスを提供 |

(6) **主要な事業所**（2026年6月30日現在）

① 当社の主要な営業所

|        |   |           |
|--------|---|-----------|
| 本      | 社 | 東京都港区     |
| 仙台事業所  |   | 宮城県仙台市青葉区 |
| 名古屋事業所 |   | 愛知県名古屋市中区 |
| 大阪事業所  |   | 大阪府大阪市西区  |
| 広島事業所  |   | 広島県広島市中区  |
| 福岡事業所  |   | 福岡県福岡市博多区 |

② 子会社の主要な営業所

|               |        |
|---------------|--------|
| 株式会社アヴァンセ・アジル | 東京都渋谷区 |
|---------------|--------|

(7) **使用人の状況**（2026年6月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 560（14）名 | 21名減（8名増）   |

- （注） 1. 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはインフラテック事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

## ② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減  |
|------------|------------|
| 386 (14) 名 | 16名減 (1名増) |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む）であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（2026年6月30日現在）

| 借 入 先              | 借 入 額  |
|--------------------|--------|
| 株式会社みずほ銀行シンジケートローン | 300百万円 |
| 株式会社みずほ銀行          | 198百万円 |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2026年6月30日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,248,400株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,889,679株 |
| (3) 株主数      | 2,116名     |
| (4) 大株主      |            |

| 株 主 名                                            | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------|----------|---------|
| ワ イ ズ マ ネ ー ジ メ ン ト 株 式 会 社                      | 849,600株 | 46.16%  |
| 吉 村 公 孝                                          | 325,700株 | 17.69%  |
| ベ イ シ ス グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会                      | 102,300株 | 5.55%   |
| ミ ヤ ザ キ ヒ ロ ユ キ                                  | 16,000株  | 0.86%   |
| 山 下 淳 史                                          | 14,000株  | 0.76%   |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行<br>( 証 券 投 資 信 託 公 司 ) | 11,000株  | 0.59%   |
| 山 森 正 雄                                          | 10,000株  | 0.54%   |
| 石 原 広 高                                          | 7,000株   | 0.38%   |
| 白 木 崇 志                                          | 6,500株   | 0.35%   |
| J.P.MORGAN SECURITIES PLC                        | 6,226株   | 0.33%   |

(注) 1. 持株比率は、自己株式（49,182株）を控除して計算しております。

2. 発行済株式の総数は、当社第3回新株予約権の行使により5,500株、当社取締役への譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により1,860株増加しております（発行済株式は合計7,360株増加しております）。

### (5) 当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当該事業年度中に交付した株式報酬の内容は次の通りです。

|               | 株 式 数  | 交付対象者数 |
|---------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 1,860株 | 4名     |
| 社外取締役         | 0株     | 0名     |
| 監査役           | 0株     | 0名     |

### (6) その他株式に関わる重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2)当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

|                                     | 第 四 回 新 株 予 約 権              |                     |
|-------------------------------------|------------------------------|---------------------|
| 発 行 決 議 日                           | 2025年8月13日                   |                     |
| 新 株 予 約 権 の 数                       | 472個                         |                     |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数 | 普通株式<br>(新株予約権 1 個につき        | 47,200株<br>100株)    |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                 | 新株予約権 1 個当たり                 | 400円                |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額              | 新株予約権 1 個当たり<br>(1 株当たり)     | 210,400円<br>2,104円) |
| 権 利 行 使 期 間                         | 2028年10月1日から<br>2032年8月31日まで |                     |
| 行 使 の 条 件                           | (注)                          |                     |
| 当 社 使 用 人                           | 新株予約権の数                      | 472個                |
| へ の 交 付 状 況                         | 目的となる株式数                     | 47,200株             |
|                                     | 交付対象者数                       | 12名                 |

(注) 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

|                         |                                                |
|-------------------------|------------------------------------------------|
|                         | 第 五 回 新 株 予 約 権                                |
| 発 行 決 議 日               | 2025年8月13日                                     |
| 新 株 予 約 権 の 数           | 517個                                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数      | 普通株式 51,700株<br>(新株予約権1個につき 100株)              |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  | 新株予約権1個当たり 210,400円<br>(1株当たり 2,104円)          |
| 権 利 行 使 期 間             | 2028年10月1日から<br>2032年8月31日まで                   |
| 行 使 の 条 件               | (注)                                            |
| 当 社 使 用 人<br>への 交 付 状 況 | 新株予約権の数 517個<br>目的となる株式数 51,700株<br>交付対象者数 33名 |

(注) 権利行使の詳細な条件については当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

**(3)その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（2026年6月30日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況              |
|---------------|-----------|----------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 吉 村 公 孝   | —                                      |
| 取 締 役         | 佐 藤 倫 大   | 営業本部長、執行役員                             |
| 取 締 役         | 田 中 裕 輔   | モバイル・ITサービス本部／IoTサービス本部管掌              |
| 取 締 役         | 今 井 未 来 也 | CFO兼経営管理本部長、執行役員                       |
| 取 締 役         | 植 松 祐 二   | 田辺総合法律事務所パートナー                         |
| 常 勤 監 査 役     | 赤 星 慶 輔   | —                                      |
| 監 査 役         | 田 中 新     | 株式会社ビーグリー 取締役（常勤監査等委員）<br>株式会社ぶんか社 監査役 |
| 監 査 役         | 坪 川 郁 子   | 株式会社日本動物高度医療センター 社外取締役（監査等委員）          |

- (注) 1. 取締役 植松祐二氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 植松祐二氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、取締役 植松祐二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 常勤監査役 赤星慶輔氏、監査役 田中新氏および監査役 坪川郁子氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 坪川郁子氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役 坪川郁子氏の戸籍上の氏名は古賀郁子であります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役および監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。ただし、背信行為、犯罪行為、詐欺的な行為（不作為を含む）または法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為により生じた損害については、補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

### (4) 取締役および監査役の報酬等

#### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、社外役員から意見聴取のうえ、2020年9月15日開催の取締役会において制定し、2022年8月26日に開催の取締役会において改定された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。また、当社の取締役報酬については、企業価値の向上、持続的な成長、業績向上へのインセンティブとして十分に機能し、株主利益となるよう設計し、各取締役の職務執行の対価として十分かつ適正な水準で支給することを基本方針としております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外役員の意見が考慮されていること等を踏まえ、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の基本報酬限度額については、2008年5月16日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とする決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）です。

次に、取締役の譲渡制限付株式報酬限度額については、2022年9月29日開催の第22期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）を対象として、年額100百万円以内とする決議をしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は1名）です。

また、監査役の報酬限度額については、2013年6月21日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。



③ 譲渡制限付株式報酬の内容

譲渡制限付株式報酬における当社株式の割当ての条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当該事業年度における交付状況は、「2.(5)当該事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

④ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |               | 対象となる<br>役員の数 |
|------------------|-------------------|-------------------|---------------|---------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 譲渡制限付<br>株式報酬 |               |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 105百万円<br>(3百万円)  | 102百万円<br>(3百万円)  | 3百万円<br>(-)   | 5名<br>(1)     |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 13百万円<br>(13百万円)  | 13百万円<br>(13百万円)  | -<br>(-)      | 3名<br>(3)     |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 118百万円<br>(16百万円) | 115百万円<br>(16百万円) | 3百万円<br>(-)   | 8名<br>(4)     |

(注) 取締役会は、代表取締役社長 吉村公孝に対し、各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定ならびに譲渡制限付株式報酬の交付の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、社外役員がその妥当性等について確認しております。

(5) **社外役員に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 植松祐二氏は、田辺総合法律事務所パートナーであります。なお、当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

監査役 田中新氏は、株式会社ビーグリー 取締役（常勤監査等委員）、株式会社ぶんか社 監査役であります。なお、当社と各兼職先との間に特別な利害関係はありません。

監査役 坪川郁子氏は、株式会社日本動物高度医療センター 社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社と兼職先との間に特別な利害関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

|       |      | 出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                               |
|-------|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 植松祐二 | 同氏は、当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。また、当社は、同氏に対して、弁護士の立場から専門的見地に基づき、経営に対する監視、監督機能を担っていただけることを期待し、同氏は、出席した取締役会において、当該見地から取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保するための助言・提言を行い、経営に対する監視、監督機能を担っていただいております。 |
| 常勤監査役 | 赤星慶輔 | 同氏は、当事業年度に開催された取締役会18回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に常勤社外監査役の立場から、適宜発言を行っております。                                                                                         |
| 監査役   | 田中新  | 同氏は、当事業年度に開催された取締役会18回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、上場企業での総務法務部長や監査役を務めた豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                           |
| 監査役   | 坪川郁子 | 同氏は、当事業年度に開催された取締役会18回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査役会において、主に公認会計士の立場から専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。                                                                                  |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                      | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 24百万円     |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円     |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しており、財務体質の強化と将来の事業展開のために一定の内部留保は確保しながらも、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針と考えております。

ただし、現時点においては、当社は成長過程にあり、将来の成長に必要となる投資を実施し、結果として企業価値を増大させることが、株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

将来的には、業績の推移・財務状況、今後の投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針であります。実現可能性およびその実施時期等については未定であります。

内部留保した資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化および事業の継続的な発展を実現させるための資金として、有効に活用し、長期的に企業価値の向上に努めてまいります。

なお、剰余金の配当等を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、取締役会の決議によって毎年12月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

# 連結貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産           | 3,047,548 | 流 動 負 債                 | 1,399,412 |
| 現 金 及 び 預 金       | 857,334   | 買 掛 金                   | 410,942   |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 1,786,643 | 短 期 借 入 金               | 300,000   |
| 仕 掛 品             | 333,543   | 1年内返済予定の長期借入金           | 45,000    |
| 前 払 費 用           | 69,788    | 未 払 金                   | 124,096   |
| そ の 他             | 238       | 未 払 費 用                 | 253,849   |
| 固 定 資 産           | 766,326   | 未 払 法 人 税 等             | 61,388    |
| 有 形 固 定 資 産       | 160,637   | 賞 与 引 当 金               | 137,755   |
| 建 物               | 145,357   | 株 主 優 待 引 当 金           | 11,047    |
| 工 具 器 具 備 品       | 15,280    | 預 り 金                   | 20,404    |
| 無 形 固 定 資 産       | 325,297   | そ の 他                   | 34,926    |
| の れ ん             | 68,213    | 固 定 負 債                 | 269,571   |
| 顧 客 関 連 資 産       | 153,500   | 長 期 借 入 金               | 153,750   |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 91,930    | 退 職 給 付 に 係 る 負 債       | 11,509    |
| ソフトウェア仮勘定         | 11,652    | 資 産 除 去 債 務             | 63,694    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 280,390   | 繰 延 税 金 負 債             | 40,617    |
| 投 資 有 価 証 券       | 32,510    | 負 債 合 計                 | 1,668,984 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 36,278    | (純 資 産 の 部)             |           |
| 保 険 積 立 金         | 107,820   | 株 主 資 本                 | 2,118,915 |
| そ の 他             | 103,781   | 資 本 金                   | 339,909   |
| 資 産 合 計           | 3,813,875 | 資 本 剰 余 金               | 290,709   |
|                   |           | 利 益 剰 余 金               | 1,563,440 |
|                   |           | 自 己 株 式                 | △75,143   |
|                   |           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 1,260     |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,260     |
|                   |           | 新 株 予 約 権               | 24,715    |
|                   |           | 純 資 産 合 計               | 2,144,891 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 3,813,875 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年7月1日から  
2026年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科               | 目 | 金     | 額         |
|-----------------|---|-------|-----------|
| 売上高             |   |       | 8,427,008 |
| 売上原価            |   |       | 6,491,521 |
| 売上総利益           |   |       | 1,935,486 |
| 販売費及び一般管理費      |   |       | 1,719,445 |
| 営業利益            |   |       | 216,040   |
| 営業外収益           |   |       |           |
| 受取利息            |   | 1,594 |           |
| 受取保険金           |   | 34    |           |
| 消費税差額           |   | 1,381 |           |
| その他             |   | 557   | 3,566     |
| 営業外費用           |   |       |           |
| 支払利息            |   | 8,926 |           |
| 株式交付費           |   | 90    |           |
| その他             |   | 87    | 9,103     |
| 経常利益            |   |       | 210,504   |
| 税金等調整前当期純利益     |   |       | 210,504   |
| 法人税、住民税及び事業税    |   |       | 88,336    |
| 法人税等調整額         |   |       | 9,369     |
| 法人税等合計          |   |       | 97,705    |
| 当期純利益           |   |       | 112,798   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |   |       | 112,798   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                       | 金 額       |
|-------------------|-----------|---------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)                 |           |
| 流 動 資 産           | 2,798,641 | 流 動 負 債                   | 1,292,849 |
| 現 金 及 び 預 金       | 736,397   | 買 掛 金                     | 411,632   |
| 売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 1,655,429 | 短 期 借 入 金                 | 300,000   |
| 仕 掛 品             | 333,543   | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 45,000    |
| 前 払 費 用           | 68,769    | 未 払 金                     | 114,982   |
| そ の 他             | 4,501     | 未 払 費 用                   | 174,169   |
| 固 定 資 産           | 881,190   | 未 払 法 人 税 等               | 59,636    |
| 有 形 固 定 資 産       | 154,861   | 賞 与 引 当 金                 | 129,768   |
| 建 物               | 140,334   | 株 主 優 待 引 当 金             | 11,047    |
| 工 具 器 具 備 品       | 14,526    | 預 り 金                     | 17,154    |
| 無 形 固 定 資 産       | 103,148   | そ の 他                     | 29,457    |
| ソ フ ト ウ ェ ア       | 91,496    | 固 定 負 債                   | 217,444   |
| ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定 | 11,652    | 長 期 借 入 金                 | 153,750   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 623,179   | 資 産 除 去 債 務               | 63,694    |
| 投 資 有 価 証 券       | 32,510    | 負 債 合 計                   | 1,510,293 |
| 繰 延 税 金 資 産       | 36,278    | (純 資 産 の 部)               |           |
| 関 係 会 社 株 式       | 345,957   | 株 主 資 本                   | 2,143,563 |
| 保 険 積 立 金         | 107,820   | 資 本 金                     | 339,909   |
| そ の 他             | 100,613   | 資 本 剰 余 金                 | 290,709   |
| 資 産 合 計           | 3,679,832 | 資 本 準 備 金                 | 290,709   |
|                   |           | 利 益 剰 余 金                 | 1,588,087 |
|                   |           | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 1,588,087 |
|                   |           | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 1,588,087 |
|                   |           | 自 己 株 式                   | △75,143   |
|                   |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | 1,260     |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 1,260     |
|                   |           | 新 株 予 約 権                 | 24,715    |
|                   |           | 純 資 産 合 計                 | 2,169,538 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計             | 3,679,832 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



損 益 計 算 書

(2025年 7 月 1 日から  
2026年 6 月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     |  |  |       | 金 額 |           |
|-------------------------|--|--|-------|-----|-----------|
| 売 上 高                   |  |  |       |     | 7,521,821 |
| 売 上 原 価                 |  |  |       |     | 5,737,130 |
| 売 上 総 利 益               |  |  |       |     | 1,784,690 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |  |  |       |     | 1,582,556 |
| 営 業 利 益                 |  |  |       |     | 202,134   |
| 営 業 外 収 益               |  |  |       |     |           |
| 受 取 利 息                 |  |  | 1,386 |     |           |
| 受 取 保 険 金               |  |  | 34    |     |           |
| 消 費 税 差 額               |  |  | 1,381 |     |           |
| 経 営 指 導 料               |  |  | 9,069 |     |           |
| そ の 他                   |  |  | 557   |     | 12,428    |
| 営 業 外 費 用               |  |  |       |     |           |
| 支 払 利 息                 |  |  | 8,926 |     |           |
| 株 式 交 付 費               |  |  | 90    |     |           |
| そ の 他                   |  |  | 85    |     | 9,101     |
| 経 常 利 益                 |  |  |       |     | 205,461   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |  |  |       |     | 205,461   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  |       |     | 78,650    |
| 法 人 税 等 調 整 額           |  |  |       |     | 13,480    |
| 当 期 純 利 益               |  |  |       |     | 113,329   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

ベイス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 岩渕 誠  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 菅野 進  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ベイス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。  
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年8月24日

ベイス株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 岩渕 誠  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 菅野 進  
業務執行社員

### <計算書類等監査>

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ベイス株式会社の2025年7月1日から2026年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に基づき、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月24日

ベ イ シ ス 株 式 会 社 監 査 役 会

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 常 勤 監 査 役<br>(社外監査役) | 赤 星 慶 輔 ㊞ |
| 監 査 役<br>(社外監査役)     | 田 中 新 ㊞   |
| 監 査 役<br>(社外監査役)     | 坪 川 郁 子 ㊞ |

以 上

**第1号議案** 定款一部変更の件

**1. 提案の理由**

(1)事業目的の変更および追加に係る定款の一部変更

当社の事業内容の拡大および今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）の目的事項の変更および追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

(2)企業理念の改定に伴う定款の一部変更

企業理念のアップデートに伴い、現行定款第3条（理念）の変更を行うものであります。

(3)その他の定款の一部変更

取締役社長欠員時の株主総会の招集権者および議長を他の取締役とする目的で第15条（招集権者および議長）の変更を行うとともに、取締役社長の必置の明確化および取締役会が選定できる役付取締役の範囲の拡大を目的に第22条（代表取締役および役付取締役）第2項の変更を行い、さらに、会計監査人に関する事項について会社法用語との整合性確保および当社機関による手続きの明確化を目的に第41条（会計監査人の報酬等）の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現行定款                                                       | 変更案                                                              |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 第1条 (条文省略)                                                 | 第1条 (現行どおり)                                                      |
| (目的)                                                       | (目的)                                                             |
| 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。                                   | 第2条 (現行どおり)                                                      |
| (1)～(8) (条文省略)                                             | (1)～(8) (現行どおり)                                                  |
| (9) 土地、建築物、各種設備の測量、点検、調査<br>(新 設)                          | (9) 土地、建築物、各種設備の測量、点検、調査、設計、工事、保安業務                              |
| (新 設)                                                      | <u>(10) ガス設備に関する保安業務、検査業務および工事</u>                               |
| <u>(10)～(11)</u> (条文省略)                                    | <u>(11) 給排水設備に関する保安業務、検査業務および工事</u>                              |
| (理念)                                                       | (理念)                                                             |
| 第3条 当社は、次の理念に基づいて経営する。                                     | 第3条 (現行どおり)                                                      |
| (1) MISSION<br>ICTで世の中をもっと便利に                              | (1) MISSION<br><u>社会の基盤を創り、人と社会の未来と幸福を支える</u>                    |
| (2) VISION<br>Update The World 変化し、変化させ、必要不可欠な <u>会社</u> に | (2) VISION<br>Update The World 変化し、変化させ、必要不可欠な <u>Only One</u> へ |
| (3) VALUE                                                  | (3) VALUE                                                        |
| ① Challenge<br><u>常に挑戦し、成長し続ける</u>                         | ① <u>Ownership (自律と責任)</u><br><u>全てを自分事化し、責任を果たす</u>             |
| ② Pride<br><u>プロフェッショナルとして誇りを持ち、ベストを尽くす</u>                | ② <u>Respect All (尊重と利他)</u><br><u>関わる全ての人を尊重し、利他の心でつながる</u>     |
| ③ Enjoy<br><u>自ら楽しみ、関わる全ての人々を笑顔にする</u>                     | ③ <u>Breakthrough (挑戦と変革)</u><br><u>前例を超え、変革を起こす</u>             |

| 現行定款                                                                      | 変更案                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)                                                                     | ④ <u>Keep Growing (学びと進化)</u><br>学び続け、可能性を広げる                                              |
| (新 設)                                                                     | ⑤ <u>Open Talk (対話と信頼)</u><br>本音で語り、信頼でつながる                                                |
| 第4条～第14条 (条文省略)                                                           | 第4条～第14条 (現行どおり)                                                                           |
| (招集権者および議長)                                                               | (招集権者および議長)                                                                                |
| 第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。                                            | 第15条 (現行どおり)                                                                               |
| 2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。              | 2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。                          |
| 第16条～第21条 (条文省略)                                                          | 第16条～第21条 (現行どおり)                                                                          |
| (代表取締役および役付取締役)                                                           | (代表取締役および役付取締役)                                                                            |
| 第22条 取締役会はその決議により、会社を代表すべき取締役若干名を選定する。                                    | 第22条 (現行どおり)                                                                               |
| 2. 取締役会はその決議により、 <u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> | 2. 取締役会はその決議により、 <u>取締役社長1名を選定する。また、取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副社長その他の役付取締役各若干名を選定することができる。</u> |
| 第23条～第40条 (条文省略)                                                          | 第23条～第40条 (現行どおり)                                                                          |
| (会計監査人の報酬等)                                                               | (会計監査人の報酬等)                                                                                |
| 第41条 会計監査人の報酬は監査役会の同意を得て定める。                                              | 第41条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、 <u>取締役会がこれを定める。</u>                                            |
| 第42条～第46条 (条文省略)                                                          | 第42条～第46条 (現行どおり)                                                                          |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするもので、取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                     | 略 歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | よしむらきみたか<br>吉村公孝<br>(1972年10月19日)                                                                                                                    | 1995年 4 月 阪南コーポレーション入社<br>2000年 7 月 有限会社サイバーコネクション（現ベイス株式会社）設立<br>当社代表取締役社長（現任）                                                                        | 325,700株          |
|            | 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、2000年の当社設立時から代表取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。                  |                                                                                                                                                        |                   |
| 2          | さとうともひろ<br>佐藤倫大<br>(1985年11月30日)                                                                                                                     | 2008年 4 月 株式会社サイバーコネクション（現ベイス株式会社）入社<br>2019年10月 当社執行役員事業推進本部長<br>2020年 9 月 当社取締役兼執行役員事業推進本部長<br>2025年 7 月 当社取締役兼執行役員営業本部長<br>2026年 7 月 当社取締役兼執行役員（現任） | 5,025株            |
|            | 【取締役候補者とした理由】<br>同氏は、2019年10月から執行役員事業推進本部長、2020年9月からは取締役を務めており、当社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。 |                                                                                                                                                        |                   |

| 候補者<br>番 号                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                          | たなか ゆう すけ<br>田 中 裕 輔<br>(1979年10月13日)  | 2010年 4 月 スリープロ株式会社入社<br>2013年 7 月 Accuverエンジニアリング株式会社入社<br>2014年 4 月 ベイシスエンジニアリング株式会社（現ベ<br>イシス株式会社）入社<br>2019年10月 当社執行役員事業開発本部長<br>2020年 9 月 当社取締役兼執行役員事業開発本部長<br>2025年 7 月 当社取締役（モバイル・ITサービス本部／<br>IoTサービス本部管掌）<br>2026年 7 月 当社取締役兼執行役員（ネットワークサー<br>ビス本部／IoTサービス本部管掌）<br>ビジネス統括本部長（現任） | 3,826株            |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、2019年10月から執行役員事業開発本部長、2020年9月からは取締役を務めており、当<br>社における経営全般、当社事業の管理・監督機能を担ってまいりましたことから、今後も取締役とし<br>ての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。                                                                                                                         |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                                          | いま い み き や<br>今 井 未 来 也<br>(1978年2月8日) | 2001年 4 月 富士通株式会社入社<br>2006年12月 EY新日本有限責任監査法人入所<br>2010年 8 月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社<br>2015年 6 月 GLADD株式会社入社 執行役員CFO<br>2018年 2 月 株式会社シナモン入社 執行役員CFO<br>2024年 6 月 当社入社 執行役員経営管理本部長<br>2025年 9 月 当社取締役CFO兼執行役員経営管理本部<br>（現 コーポレート本部）長（現任）                                                        | 195株              |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>同氏は、大手監査法人において公認会計士として会計監査およびIPOアドバイザーに従事した<br>後、コンサルティングファームで戦略・会計系のコンサルティングに携わりました。その後、Eコマ<br>ースおよびAIのスタートアップのCFOとして財務・経営実務を幅広く経験し、2025年9月から当社<br>の取締役CFOとして、当社および当社グループの経営全般ならびに事業の管理・監督機能を担ってま<br>いりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き取締役<br>候補者といたしました。 |                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                                       | 略 歴、当社における地位および担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                               | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 5          | う え ま つ ゆ う じ<br>植 松 祐 二<br>(1972年12月18日)                                                                                                                                              | 2000年10月 弁護士登録<br>田辺総合法律事務所入所<br>2011年 1 月 田辺総合法律事務所パートナー（現任）<br>2012年 3 月 日本ペリサイン株式会社社外監査役<br>2017年 9 月 当社社外取締役（現任） | －株                     |
|            | <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが弁護士として、法務・コンプライアンスに関する相当程度の知識・専門性を有しており、現在、当社社外取締役として経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていることから、引き続き社外取締役候補者といえました。</p> |                                                                                                                      |                        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉村公孝氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
3. 植松祐二氏は社外取締役候補者であります。在任期間は本総会終結の時をもって9年です。
4. 当社は、植松祐二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が取締役役に選任され就任した場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。各候補者が取締役役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、植松祐二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝公園二丁目4番1号

芝パークビルB館13階

ベシス株式会社内（コミュニケーションエリア）

TEL 03-6435-9907



交通 JR山手線または京浜東北線 浜松町駅

地下鉄都営浅草線または都営大江戸線 大門駅

地下鉄都営三田線 芝公園駅

北口より

A 6 出□より

A 3 出口より

徒歩約7分

徒歩約3分

徒歩約3分